

船橋市オープンデータ推進に関する指針（ガイドライン）

第1章 はじめに

「船橋市オープンデータ推進に関する指針（以下「本ガイドライン」という。）」は、国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、船橋市（以下「本市」という。）が保有するデータの活用を促進することにより、市民生活における利便性の向上、市民・企業との協働、社会経済における新たなイノベーションが創出される社会の実現に向け、本市においてもオープンデータに関する取組みを推進していくために基本的な考え方や取組の方向性について示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、必要時に改定するものとする。

第2章 オープンデータに関する基本的な考え方

1. オープンデータの定義

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式」かつ、「二次利用が可能な利用ルール」で公開されたデータである。

2. オープンデータの活用を促進する意義・目的

（1） 行政の透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形式で提供されることにより、市民又は民間のサービスを通じて、本市の施策等に関して十分な分析・判断を行うことができ、さらなる行政の透明性や信頼性を高めることが可能となる。

（2） 市民参加、市民・企業等との協働の推進

市民や企業等と情報共有が図られることにより、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や企業等からアイデアを得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働につながる。

（3） 地域経済の活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用を認めるものであり、これに伴い新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与する。

（4） 行政における業務の高度化・効率化

本市の施策決定等において公共データを効果的に用いて分析することにより、業務の高度化が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の作業が容易になり業務の効率化が図られる。

3. オープンデータ取組みの基本原則

- (1) 積極的に本市が保有するデータを公開する。
- (2) 効率的にデータの公開が出来るよう、通常業務におけるデータ作成過程において、機械判読に適したデータ形式のファイル作成に努める。
- (3) オープンデータ化する情報は、営利または非営利目的を問わず、すべての人が利用可能とする。
- (4) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に努める。

第3章 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

1. 対象とするデータ範囲

原則として本市のウェブサイトにおいて公開している情報を対象とする。また、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

(1) 積極的にオープンデータ化する情報

- ア 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報
- イ 市民・事業者等からの利用要望や問合せが多い情報
- ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報
- エ その他今後必要だとの要望に基づいた情報

(2) 公開データの拡大

本市のウェブサイトにおいて公開していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められるもので、公開しないことに具体的かつ合理的な理由がない場合は、原則としてオープンデータとして公開していくものとする。

2. オープンデータとして公開する際の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として第三者がデータを一部改変して利用すること、すなわちデータの二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「CC ライセンス※1」を活用し、その中でも可能な限り「CC-BY※2」による公開を検討する。また、第三者の権利が含まれているデータや、個別法令による制約がある等の理由により商業利用や改変が認められない場合は、その旨を併せて明示することとする。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等の著作権の保護対象外である情報については二次利用の制限が無いことを明示する。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しない機械判読に適したデータ形式（CSV※3形式等）とする。機械判読に適したデータ形式とは、コンピュータが自動的にデータを再利用できるように、当該データの論理的な構

造を識別（判読）でき、構造中の値（表の中に入っている数値、テキスト等）が処理できるようにになっている形式のことである。

（３） 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

（４） 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責を負わない旨を記載した利用規約についても掲示する。

3 利活用の取組の方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の向上につながるなど、本市にとって有益な効果をもたらす重要な取組と考える。ただし、公開するデータを市民等が持つ様々なアイデアに活かしてもらうためには、特定の分野に偏ることなく多種多様なデータを提供することが望ましい。

以上のことから、本市では当面の間、公開するデータの数量及び種別の増加拡大に努め、充実を図ることとする。そして、市民等による利活用進展後、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働し、さらなる利用拡大を推進する。

【注釈】

※1 CC ライセンス（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス）

インターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツール。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可／不許可）」、「改変を許可するか（許可／不許可／許可するが同一ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。【<https://creativecommons.jp/licenses/>】

※2 CC-BY

原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。【<https://creativecommons.jp/licenses/>】

※3 CSV（Comma Separated Values）

データ形式およびファイル形式の一つで、項目をカンマ(",")で区切って列挙したもの。複数の項目をレコードとしてまとめる場合は、改行でレコードの区切りを表す。

【<http://e-words.jp/w/CSV.html>】